

# 平成20年度 12月定例会 一般質問

シリーズ

日本が“破綻する”前に、  
玉野市の財政改革を！

## ■「アジアで最も豊かな国」 から転落した日本

遂に、日本は「アジアで最も豊かな国」から転落したと、IMF（国際通貨基金）がまとめた調査によると、2007年のシンガポールの一人あたりのGDP（国内総生産）が日本を抜くことが明らかになった。シンガポールは3万5000ドルを超えたのに対して、日本は3万4300ドルにとどまったと。これまで半世紀にわたってアジアで1位をキープしていたわが日本ですが、ついに2位に転落してしまつたわけです。

世界で見れば1994年には一人あたりGDPでも日本は世界一でありましたが、一昨年に17位に、そしてついに昨年の実績で22位に転落してしまいました。もちろん為替の影響もありますが、日本の国民所得、すなわち国民のつくる付加価値の総和がこのところほとんど増加していないのですから、この数字は実態を表しているものと見なくてはなりません。

日本では、このことはほとんどニュースにもなっていないし、危機がまるでありません。政府の方も都合が悪いのであえて危機感をあおることはしたくないでしょう。しかしシンガポールに抜かれたと言うことはやはり画期的なことなのです。

日本人の中には、アジアでも小さな国、例えば天然ガスを算出するブルネイにはとっくの昔に抜かれていたよ、と言う人もいるし、まだまだ日本はGDPの総額では米国に次いで世界第2位の経済大国だと胸を張る人もいます。しかし、今のペースでいけば日

本がGDP総額で中国に抜かれるのは3年後（2010年）です。人民元がどこまで強くなるかによつては2年後、ということもあります。総額でもアジア・チャンピオンの座を明け渡すのであります。危機感がなさ過ぎると思わないでしょうか？

国土が狭い、地下資源に乏しいという点では、シンガポールも日本も同じです。にもかかわらず、どうしてこのような彼<sup>ひが</sup>の差が出てしまったのか。理由は明確です。シンガポールでは積極的に外資、外国人の誘致策を展開し、世界経済を味方に付けて経済の活性化を図ってきました。それに対してわが日本は、市場開放が後手に回ったことから、経済の成長に差が出てしまったのです。世界経済の利用の仕方差が出た、という点を良く認識しなくてはなりません。

税率で見ても、法人税、所得税など全てに渡つて高い日本と低く抑えてきたシンガポールでは大きな違いがあります。税率を抑えることで外国からお金と人が集まってくる。まさにシンガポールは「貸席経済」を地で行っている国なのです。世界のお金、世界の企業、世界の情報、世界の人を集めて繁栄してきた。私もしばしば使う言葉に「ボーダレス経済」があります。シンガポールはまさにその申し子のような国なのです。急成長を遂げて、今や日本を抜いてしまったのです。

## 皆さんに理解して欲しいこと

### (国民と子孫に負担を求める日本)

私が皆さんに理解して欲しいと思うことは、「このシンガポールの繁栄の源は、シンガポール自身にはない」ということです。地下資源や原油が出るわけではないし、農産物が自国でできるわけでもない。すべて世界で最も良くて安いモノを輸入して、生活の質を上げてコストを抑えている。各自の一人あたりGDPが日本並みということは、実質の生活実感は日本よりはるかに高いということです。繁栄はほとんどすべてを海外から呼び込んできたものです。要するに開放経済なのです。世界中から金、人、モノに来てもらう「貸席経済」なのであります。そのために邪魔になる規制を撤廃して、世界中の力を借りられるようにしている。だからこそシンガポールの今の繁栄があるのです。

世界には今、余剰資金(6000兆円)があふれています。企業も金も魅力のある所に集まってくるというのがグローバル化した経済の本質なのです。

対して日本はどうか？ まったく逆さまであります。開放経済ではなく閉鎖経済であります。世界から金、人、モノが来ない。だから足りない金を国民から借りる。それでも足りないから子供、孫から借りてくる。それを我々がやっていると思うといたたまれないのではないでしょう？

その例が国債であり、市債であります。国家予算や市債が足りないからと、どんどん国債や市債を発行する。しかし、その国債や市債は借金だから返済しなくてはならない。では誰が返済するのか。その目処は立っていない。

少子高齢化ということを認識しているくせに、借金の先送りをしている。もちろん国民一人あたり1000万円近い借金、さらに、年金の隠れ債務を加えると約1500兆円と、とんでもない赤字国家なのです。それを子孫が返済できるわけがない。つまり、世界

に救済を求めないで子孫に付け届けをしている国や地方自治体の先は、思っている以上に暗いのであります。

シンガポールではテマセックやGICという政府系機関が年金などの運用をしており、この30年近くにわたって年率10%近くで増えてきています。現役世代は安心して引退できるのです。このあたりもシンガポールの「集団IQ」の高さを示しています。

こうしたすべての点において、日本はシンガポールから学ぶ点が多いと思います。今の日本は国も地方自治体も、自ら墓穴を掘っていると言わしか表現のしようがないのではないのでしょうか？ 今議会の質問から感じられることは、国もそうですが、総理大臣や首長にリーダーシップがない。リーダーシップの欠如が今の日本が抱える本質的な問題なのです。私のリーダーシップの役目は、進むべき「方向」と「程度」を性格に見極めることだと思います。

御所見を？

## 日本の政治家、役人(官僚)はもちろん、市民(国民)も反省すべき

開放経済に向かったシンガポールと、閉鎖経済に突入している日本。これは政策上の違いから起こっています。国家の世界経済に対する見方の違いなのです。

その意味を、日本の政治家、官僚、役人はもちろんのこと、国民(市民)の一人一人が深く考えるべきです。シンガポールに抜かれたことはどういう意味があるのかを、ポータルレス経済推進の私としては、そのことを改めて国民の頭の中で考えてもらいたいと強く思っています。

本当ならシンガポールに抜かれたことで、日本全体にショックを受けて欲しいところですが。しかし、「あれ、抜かれちゃったのね」という感じで、ケロッとしている。これでは

日本の未来が危ういというものではないでしょうか。

そもそも日本は、正しく国家や地方自治体を経営していたらシンガポールに抜かれる理由などなかったのです。ところが今の日本は第2の経済鎖国に向かおうとしています。

御所見を？

## 経済鎖国から脱出 するには何が必要か

日本が閉鎖経済から抜け出すためには、世界の現状を理解する必要があると思います。先ほども述べたとおりシンガポールは世界から金、人、モノを呼び込むために、積極的に制度変更を行い、政府部門も俊敏に動いています。しかし日本では、税源が不足してきたから消費税やその他税もアップしようといった議論ばかりで、世界の力を借りるような話は一切出てこない。バブル崩壊のあとも金融機関の救済は国民に押しつけた。中国が国有銀行に外資を導入して乗り切ったのとは大きな違いであります。外資アレルギーの日本と、ためらわず外資を救済に使う中国。世界経済の利用の仕方では、シンガポールどころか後発の中国にさえ追い越されてしまっているのです。

その日本が、すべての問題を自分で解決しようとするのに原因があります。解決作を世界に求めるシンガポールと中国、そして多くの途上国、国民に求める日本。国民が反対すれば、今度は子孫に求める。少子化で子孫に負担能力があるのかどうか検証もしないで30年（いや道路公団の借金などは50年）先送りしてしまうのであります。

では他の国ではどうしているのか。先ほども述べたように、中国では外資を入れることで解決しました。米国は今、オイルマネーなどを入れて金融危機を越えようとしている。国民より先に海外の援助を受ける。これが今の世界の常識なのであります。つまり税金で

はなく、他人の力で解決するのです。その結果、今では中国の銀行にはほとんど一流の外資が経営に参加しています。外資の資本は10〜15%程度とさほど高くはないのですが、そうやってよその力、特に経営ノウハウをうまく取り込んでいるのです。

御所見を？

## かつての豊かな日本を 引きずるな

このように問題に対するアプローチの方法が、日本と世界ではまったく異なるのです。しかし、これは今に始まったことではありません。

私が議員になって国会議員とも話をする機会がありますが、経済のグローバル化に伴って世界の国家がどうアプローチを変えてきているのかを勉強しようという謙虚さを感じません。シンガポールはもちろん、アイスランド、アイルランド、デンマークに、フィンランドなどが、なぜ最近活躍しているのか。97年の中国返還後、一時落ち込んだ経済を反転させた香港、その後ろに続くマカオがなぜ今、未曾有の好景気に沸いているのかなどを勉強すれば、日本に足りないものは何なのか、日本はいかに世界経済を取り込んで繁栄の軌道に戻ることができるのか、多くのヒントが得られると思います。日本の発展のために、そういう問題を絶えず考えるのが役人（官僚）であり政治家ではないでしょうか。

少なくともあと2年、日本は世界第2位の経済大国であります。一人当たりのGDPが米国を抜いたのは10年以上前のことです。そのときの上昇気流に乗ったイメージを、いまだに引きずっているのではないのでしょうか。その後、世界の経済地図は激変しました。

「なぜシンガポールに抜かれたのか？」・・・

それを重く受け止め、真剣に考える過程で今日の日本の真の姿が見えてくると考えます。

御所見を？

日本の負債2005年度「戦略経済研究所」	
1, 国及び地方の長期負債残高	775兆円
2, 政府借入金・政府短期証券	142兆円
3, 財政融資資金特別会計国債他	143兆円
公的債務総額(2005年度末)	1,060兆円
さらに、4, 政府保証債務	58兆円

税収＋税外周乳

49・7兆円

∴日本政府は、年間収入の20倍以上の負債  
 ちなみに、産業再生機構が支援の対象は、  
 負債が年間の現金収入の一〇倍以内の民間企業。

平成18年度財政状況

税収＋税外収入(49・7兆円)・一般歳出(4  
 6・4兆円)・地方交付税等(14・4兆円)・国  
 債費(18・8兆円)∥公債金収入∥借金(30  
 兆円)∴公債残高(約54・2兆円)

これを、一ヶ月分の家庭の家計に例えた場合  
 一世帯収入(約40万円)・家計費(約37万円)・  
 田舎への仕送り(約12万円)・ローン元利払(約  
 15万円)∥不足金∥借金(約24万円)  
 その結果、年度末には、

公債残高(約54・2兆円)、

ローン残高( )

月収が40万円として、月64万円の支出があ  
 り、しかも5,200万円のローンがあると言  
 うことです。

これは果たして返せるでしょうか？

月々の給料田k rで返せないのは明白でし  
 う。

後は、家、車、宝石などを全て売り払って返せ  
 るかどうかだが・・・。

それだけの資産を持っているかどうか、ポイ  
 ントでしょう。

※

地消地産、雑穀栽培、酪農塾、は、税金の無駄遣

い。

専門の、農業高校や、県や大学の農業試験場へ、  
 任せればいいこと。

## ■議員は パブリック・サーバント

議員はパブリック・サーバントの立場から、市政について以下の質問を行います。

### 1、議員の役職手当の廃止を！

平成19年度12月定例会でも取り上げました、議員特権でもある“第2の報酬”と、市民に評判の良くなく、また、地方制度調査会が廃止を決めた、議員の監査委員の廃止、また全国の先進自治体で常任委員長や、副委員長等の役職手当の廃止が相次いでいることから、本市でも農業委員も含めて、市民との「協働のまるづくり」を、推し進めていращやる、予算執行決定権をお持ちの市長に、議員特権の役職報酬の廃止の申し入れを行う物であります。

御所見をいただきたいと存じます。

### 2、一部事務組合の手当は廃止になったのか、廃止になってなければ、その進捗状況は？

平成19年6月議会で、一部事務組合である高梁川水系の「南部水道事業団」の運営委員でいらっしやる市長に、地方自治体も破綻状況であることから、組合議員の報酬の廃止を御願いしたところであります。

そこでお尋ねします。この役職手当は、廃止になったでしょうか？

なつてなければ、そのこの進捗状況をご説明いただきたいと存じます。

### 3、都市計画法違反(株)東兎鉄工所、清水スチール(有)、東兎(有)、以上3社)

事件は、なぜ解決できないのか？

地方議員がボランティア化すると、公共事業費が2割安くなるとする見方があります。

理由は、議員が職業になると役所と仲良くなつて、官製談合的なことをやるようになるというのです。

どこどこに公共事業が出るとなると、自分の後援会の業者を使つてくれということになる。

役所が議員の要望を取り仕切つて、公共事業費が2割高くなるという考え方です。

本市の東の端、北方地区の「都市計画法違反事件」もそういう事案なのではないかと？

また、地方議会がオール与党化すると、マスコミも目が届かないから、そういう事態が報道されない。そういう意味では中央よりもよっぽどひどいことになるんです。

これを、「地方議員による地域の領土化」と言う専門家もいるほどです。学校単位でPTA等、いろいろな組織を束ねて議員の住んでいる地域を自分の選挙用領土みたいにすることを言うんです。

現にこの事件は、地域の議員が法律違反をしている本人を連れて、担当部長室に陳情に行つているし、市長にも陳情に行つたというもつぱらの噂です。だからいつまで経つてもこの事件は解決しない。むしろ本音は解決する気がないんじゃないかと地元ではこれも噂になっている。

本来、議員というのは役所(役人)を監視するためにあることに鑑み、パブリック・サービスメントの立場から質問を行いたいと、このように思います。

さて、石の上にも3年ということわざがあ

ります。

私が質問を行ったのが、平成18年3月定例会でしたから、足かけ3年ということになります。

この事件が発生してから約40年が経過している。そして、私が本議会で取り上げて1000日を経過しましたが、本市の本件の指導は、外観から見ると限り遅々として進んでいないことから、明解な御答弁を御願いたします。

1、本事件の該当案件の税金につきましては、現在の副市長が財政部長の時の平成18年3月定例会で御答弁なさっておられました。「固定資産税は課税しているが、該当の関連、その他の税金の、現況の課税状況については、お手元に資料がないので答弁を差し控えさせていただく。」とおっしゃって、そのままになっています。

固定資産税以外の、その他関連の税金について御答弁を御願いたします。

2、私の質問後、1000日を経過しておりますが、本事件の法令違反である、都市計画法違反、建築基準法違反、道路法違反、水路の無断埋立違反、水路の目的外使用違反、等々その他、当該事件の諸々の全ての法律違反の進捗状況について、当局の御所見をいただきたいと存じます。

3、資材置場というのは、本来屋根などの設置はダメなことはご存じでしょうが、未だに取り払われていない。

また、10平米以上の増設にも許可が必要であると考えますが、どうなっているのでしょうか？

以上3点について、過去1000日にわたる、本事件の進捗状況をご説明下さい。

再質問

当該事件の処罰は？

か？」と、発言後藤寺の議事録に載っている。

【事件の経緯】昭和46年（1971）年  
1，東児鉄工所（株）社長「昭和47年、小屋を建てて溶接工事を開始した。」  
2，建設部長「東児鉄工所については、昭和47年に、小規模な作業所から少しずつ増築を重ね、現在に至っている。  
清水スチールについては、平成4年の建築であり、・・・。」

■Q 30年間もなぜ放置していたか？

A 数回、岡山県へ報告（要望）したが・  
・現在に至っている。

【資材置き場】

1，屋根はダメ  
2，一〇平米以上、増設許可が必要

【必要書類】昭和46年9月7日

市街化調整区域に指定

1，東児鉄工所（株）の建設年月日の記載された、建物の全部事項証明書（登記簿謄本）を確認されたか？

※2，建築確認申請が、s 46・9／7以前に提出されていたか。

【陳情】

平成18年3月2日↓玉野市土木部長、住宅課長

平成18年3月7日↓宇野が、玉野市議会で追及

平成18年3月10日↓

岡山県土木部都市局建築指導課開発指導係

【関連会社名】

1，（株）東児鉄工所  
2，清水スチール（有）  
3，東児（有）

【その他】

農業委員会に資材置き場の申請が出と時に、地元の農業委員から、「ほんまに農業数るン



テレビ朝日の昼のワイドショー「ワイドスクランブル」で、玉野市の大賀和弘さんが、玉野市の悪徳市会議員の政務調査費の領収証を開示したことが、インターネットで紹介されています。

この領収証を情報開示できたことが大問題であることを、皆さんはご存じでしょうか？つまり、玉野市の情報公開条例で議員の政務調査費の領収証は開示できないことになっているのです。

ところが、大賀和弘さんにはできたんです。そこなんですよ皆さん。玉野市の法律ではできなかつたことができたんですよ。なぜ彼が政務調査費の領収証を手に入れることができたのですか？

本市の大問題なのですよ。つまり、彼は黒田市長の側近であるということです。だから、玉野市でそれを手に入れることができたのです。

しかも、そのような行為ができた人物がもう1人いるといたら、皆さんどう思われますか？これも、黒田市長のスポークスマンと噂たかい、玉野市宇野に在住していた、久万真毅さんです。この人は山陽新聞の社員ですが、新聞社の社員の肩書きを使わずに、これも個人のお立場で政務調査費の領収証を入手しています。その後なぜか、彼は山陽新聞の玉野の支局からいなくなっています。

つまり、黒田玉野市政は、八百長行政であることを証明しています。この2名以外に私も含めて、市民オンブズマンの団体等や、読売新聞は別として、議員の政務調査費を請求しましたが非開示です。つまり、その2人以外の市民には一切情報開示していません。

しかも、市長選出の審査機関である不服審査会が、市民2人に情報開示しているのだから、市民オンブズにも公表を命じたのですが、これを拒否しています。これらから判断すると玉野市の行政は日本一の闇行政を行っていると言っても過言ではないでしょう。

法律違反はそれだけではありません。

玉野市では、情報開示請求者の氏名や住所、

電話番号まで、公表していたのですから、守秘義務や個人のプライバシーなんてものは全く保障されないという無茶苦茶な行政を行っています。

ところがおもしろいことに、この大賀和弘さんの情報開示領収書で、黒田市長の選挙時から、その右腕と噂の高かった、兼光一弘元議長が辞職に追い込まれたのですから。“天に向かつて楯を吐いているようなもの”とは、市民の声。

しかも、ワイドスクランブルに取り上げられる予定であったこれまた、黒田市長の左腕と評判の広畑耕一議員は自宅に隠れて、テレビ朝日のワイドスクランブルに出演の機会を逸しました。テレビ朝日のデュレクターの話。

4、長期占有地（赤線、青線、旧法定外公共物や旧里道）の時効取得を、自治体は認めない案件が、全国の自治体で増加していることに鑑み、本市の実情と対処法を質す。

国有地を長年占有する個人や法人にその土地が無償譲渡される財務省の時効取得制度に対し、複数の地方自治体は占有された公有地を原則、売却する方針を示しています。

その例を数件御紹介いたしますと、転売目的で国有地約1400平方メートルを取得した兵庫県姫路市の業者に、姫路市が隣接の占有地を売却した例。

山形市や東京都世田谷区でも、占有地に時効取得を認めず裁判で争っています。読売新聞が取材した他の複数の自治体を含め、各担当者らは「時効取得を制度化している自治体は聞いたことがない」と話しているという事です。

姫路市の例は、建設会社の申し出を受け、昨年4月、市有地約100平方メートルを約280万円で売却しています。この土地はかつて里道で、近くの農家らが長年にわたって事実上占有してきましたが、市は「公有地の処分は原則、売却、建設会社にも無償譲渡を求めてこなかった」と説明していました。一方、建設会社は同年2月、近隣の国有地約1400平方メートルについて国から無償譲渡を受けていました。

山形市の例は、菓子製造業者が約40年前、国の水路約30平方メートルを埋め立て、事務所の一部などとして使用。国から水路を譲与された市は取得時効を認めず、昨年5月、山形地裁で敗訴しましたが、控訴し、係争中であります。市は「公有地を長年、無断で使っていたら自分のものになるという考え方を認めると、これまでに購入に応じた人との不公平が生じる」と指摘しています。

時効取得制度の対象のあぜ道や土手を巡っ

ても、世田谷区が、国から譲与されたあぜ道の時効取得を認めず、占有者2人から提訴され、東京地裁で係争中になっている、例。（以上、2007年1月12日 読売新聞）から。

皆様はすでにご存じだと存じますが、あえて、ここで

旧法定外公共物  
について、説明を加えさせていただきます。

旧法定外公共物とは、原形をとどめない里道、農道、用悪水路、池沼、溝、堤など地盤が国有地または公有地で、特別法（道路法、河川法等）の摘要がないものことであります。少し、歴史的な話をすると、江戸時代以前から公の道などで存在し、それらをそのまま市町村や地元で管理してきたものであり、明治になり、国有財産となったが、正確な台帳がなかったりしています。切り絵図などを見ると、道路は赤線、水路は青線で書かれており、これがいわゆる赤線道といったり、青線といわれるものです。その土地の登記は、国であったり、地番のないものもありましたが、平成17年3月末までに国から市町村へ贈与されました。しかし、中には、これから質問する案件のような、道として構図にありながら、その機能が失われているために、市町村としては、「要らないよ」といって、そのままになっているものも多くあり、こうしたものは、依然として国有地のままになっただけであります。

これから、本論に入りたいと思います。

1、本市は、宇野4丁目山手町の道路拡幅

工事に伴う、河川沿いの立会をされていることと存じます。その案件についてお尋ねします。

この案件が、今わたしが説明したところの、「旧法定外公共物」であります。

つまり、河川沿いの赤線が消滅しているということですが。昔の切り絵図を見ると、その赤線は確認できるのですが、現在の切り図には載っていない。つまり、道として構図にありながら、その機能が失われているために、平成17年3月末に国から市町村へ贈与が行われたときに、玉野市としてはややこしい物件は「要らないよ」といって、もらわずにそのままになって、依然として国有地のままになっているとい、そのように理解してよろしいですね。

こうした案件が、奥玉でも数年前に発生していて、そちらの方はうまく解決されたと、このように聞き及んでおります。

そこでお伺いしたいのは、

1、この2件の案件の違い、宇野地区と、奥玉地区の相違点について、ご説明をいただきたいと存じます。

2、宇野地区の案件を、奥玉地区のよううまく処理するための対処法？ を、お示しいただきたいと思いますが、如何でしょうか？

以上2点、当局の御所見をいただきたいと存じます。

再質問

つまり、

2、部長のご説明からすると、その案件について、詳しい証人が出てきて、証言をしていただく。それによって、奥玉地区同様の退社がしていただけると、そのように理解してよろしいですね。確認をしておきたいと思いません。

3、全国で先ほど申し上げましたような長期占有地問題が多く発生しておりますこと鑑み、今後玉野市のこのような案件「長期占

有地」の時効取得を、先進自治体のように、玉野市は認めないのか、或いは認めるのか？ また、この問題の、対処法、考え方について、伺っておきたいと存じます。

地域の人の話と現地の図面、写真とともに市役

所担当課で確認をして、国の管理のままであったとすると。

旧里道を購入するには？

■国（岡山財務事務所）で、購入手続きをする。

①境界決定を！ 構図に基づき業者に測量士させ、関係者（隣接土地所有者と国（財務局））と立ち会い協議により境界を決定する。

①売り払い申請を！ 最寄りの財務局（岡山財務事務所）に売却申請を行う。申請に基づき、財務局は、当該土地の周辺の取引事例価格や地価公示価格などを考慮し売り払い価格を決定する。

②売買契約を！ 売る払い価格が決定されると、財務局から売買契約書が送られてくるので、それにより契約する。このとき、売買代金を支払う。

④登記申請を！ 土地の所有権移転登記を行い、晴れて自分の物になる。

■市の管理だった場合（ちよつとややこしくなる）

①購入手続き前に「用途廃止（行政が公共の用に区する必要がなくなった場合に使用を止めること）という。利害関係人（隣接権者、土木推理委員、農業委員会など）の同意を得た上で、現在はもろろん将来も公共の用に区する必要がないと判断した場合にしようと廃止ができる。」をしなければならぬ。

②用途廃止後に、市から払い下げてもらおうことができます。

※

h 20・12・18財務省中国財務局岡山財務事務所  
固有財産管理官 岡 利光 氏

TEL 086 223 1131

岡山県土木部用地課収容管理班

総括副参事（収用管理班長） 河本 優 氏

TEL 086 226 7464（直通）

玉野市建設部・土木課・主事・藤原華寿磨 氏

TEL 32 5540

※法定外公共物Ⅱ行政財産Ⅱ国土交通省Ⅱ岡山県  
用地課

※特例5条 機能ある物は渡す。

※切り図の境界に当たするため、赤線を見落として  
記入漏れか？

